

2020年度 明石市不育症治療支援事業

明石市では、妊娠しても、流産や死産を繰り返す「不育症」の検査及び治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、検査及び治療費の一部を助成します

受付期間	検査及び治療日の属する年度内または、検査及び治療日から3か月以内で、どちらか遅い日まで。ただし、検査及び治療を受けている途中で43歳になられた方は、年度内に申請
助成対象者 (①～⑤すべてに該当している方が対象)	①申請及び治療等開始時に、市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦 ②検査及び治療期間初日の妻の年齢が44歳未満(2020年3月31日時点で42歳)であること ③2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること ④夫婦合算した前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得額が400万円未満 ⑤今回市に申請する治療等について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと
助成内容	当該年度中に医療機関で受けた、医療保険が適用されない不育症の検査及び治療のうち、以下のものを対象 ①不育症の検査 ・不育症のリスク因子の検査(詳細は裏面「不育症検査と治療の一覧」参照) ・絨毛染色体検査 ②不育症の治療 ・低用量アスピリン療法 ・ヘパリン療法(ヘパリン在宅自己注射療法を含む)
助成額	検査及び治療に要した保険適用外の医療費の1/2(上限額はありませぬ)
助成回数	1年度に1回(通算助成回数の制限はありません) ※年度内に複数回の治療等をされた場合は、1年度内で1回にまとめて申請すること
申請受付	あかし保健所保健総務課
★ 申請関係書類	(1) 明石市不育症治療支援事業申請書(夫婦別々の印鑑をお持ちください) (2) 明石市不育症治療支援事業受診等証明書(主治医や薬局が記入) ・「医療機関用」または「医療機関用」と「薬局用」の両方をご提出ください。 (3) 領収書(原本) (4) 市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類(住民票の写し) ・明石市に住民登録がある場合、省略することができます。 ・マイナンバーの記載がないもの ・世帯全員及び本籍続柄の記載があるもの ・夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合などは裏面参照 ・単身赴任等で海外在住の方の場合は、別途書類が必要になる場合があります。 (5) 夫婦それぞれの所得証明書(市町村発行の住民税課税証明書) ・明石市で申告内容が確認できる(課税されている)場合、省略することができます。 ・市県民税の申告をされていない方(家族の扶養に入っている方等)は申告が必要です (6) 戸籍謄本(抄本)【初回申請時のみ】 ・抄本の場合は夫と妻が記載されたもの (7) 誓約書【初回申請時のみ】 (8) 振込先の預金通帳またはキャッシュカードのコピー(口座番号が確認できるページ)【任意】
支給方法	審査の結果、承認した時には、申請受付日の翌々月の末日までに、口座振り込みにより支給

※消えるボールペンでの記入は無効です
※住民票や戸籍謄本、所得証明書等の公的書類は、発行から3カ月以内のものが有効です。

相談・問い合わせ先 あかし保健所 保健総務課
電話 078-918-5414 FAX078-918-5440
〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

〔不育症検査と治療〕

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体
		抗カルジオリピンIgG抗体
		抗カルジオリピンIgM抗体
	夫婦染色体検査	
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
		抗PEIgM抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査）	第XII因子活性
		プロテインS活性もしくはプロテインS抗原
	プロテインC活性もしくはプロテインC抗原	
		APPT（活性化部分トロンボプラスチン時間）
検査	絨毛染色体検査	
治療	低用量アスピリン療法	
	ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）	

〔所得額の計算〕

【夫】（所得額）－（控除額）＝A （A＋B）の額が400万円未満であること
 【妻】（所得額）－（控除額）＝B

単位：円

		夫	妻
(1) 所得額	総所得等		
(2) 控除額	児童手当法施行令第3条第1項の控除	80,000	80,000
	雑損控除【実額】		
	医療費控除【実額】		
	小規模企業共済等掛金控除【実額】		
	障害者控除（普通）【該当人数×27万】		
	障害者控除（特別）【該当人数×40万】		
	寡婦・寡夫控除【該当すれば27万】		
	特定寡婦控除【該当すれば35万】		
	就労学生控除【該当すれば27万】		
夫婦それぞれの所得額の合計（1）－（2）		A	B
対象所得額		夫・妻 合計額（A＋B）	

※所得額とは、総所得・退職所得・山林所得・土地等に係る事業所得・長期及び短期譲渡所得・商品先物取引に係る雑所得等の合計
 ※児童手当法施行令第3条第1項の控除（1人80,000円）は一律に控除される額です
 ※控除額については実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限ります
 ※AまたはBがマイナスとなる場合、0円として計算します

〔市内に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類〕

区 分		証 明 書 類
同一世帯の場合	夫または妻が世帯主の場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉
	夫または妻が世帯主でない場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉
別世帯の場合【国内】	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・戸籍謄本（抄本の場合、夫と妻が記載されたもの）
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本（抄本）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・婚姻していることを証明する書類（日本語）

〔兵庫県専門相談〕

専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます

	不妊・不育・男性不妊相談	不妊・不育専門相談 （不妊の悩み、習慣性流産・不育症など）		男性不妊専門相談 （男性不妊に関する疑問や不安など）		
相談方法	電話相談	面接相談（完全予約制）		面接相談（完全予約制）		
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	神戸市内（予約時にお伝えします）		
日時 （祝日・年末年始は休み）	第1,3土曜日	第2土曜日	第4水曜日 （5月,8月,1月のみ）	第1火曜日 （5月,8月,1月を除く）	第1水曜日	第2土曜日
	10:00～16:00	14:00～17:00	14:00～17:00	14:00～15:00	15:00～17:00	14:00～17:00
担当	助産師 （不妊症看護認定看護師）	助産師 （不妊症看護認定看護師）	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師	助産師 （不妊症看護認定看護師）
電話番号	078-360-1388	078-362-3250（予約専用番号）※相談日の5日前までに要予約				